

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月3日（平成29年（行情）諮問第386号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第388号）

事件名：特定期間に交付された物品の受領指印及び差入申出書等（特定刑事施設保有）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、「特定年月日A付け物品差入申出書」につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月6日付け福管総発第190号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

本件対象文書の不開示決定に疑問が否定できないので、取消しを求め審査を請求する。

（2）意見書

本件は審査請求人が当該施設に在所中の事案であるが、当施設においては物品の差入りに係り受領指印押なつ及び差入申出書の交付と同時の物品交付が絶対条件であり、請求書類の不存在による不開示決定は不自然であり、差入物品には請求人の権利回復を証する物品が含まれており、取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、特定刑事施設が保有する、本件対象文書について、処分庁が、法9条2項の規定に基づき、平成29年6月6日付け福管総発第190号行政文書不開示決定通知書により、全部不開示とした決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、行政文書不存在を理由とした原処分に疑義があるとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

処分庁は、平成29年5月16日、担当者をして審査請求人に架電させ、審査請求人の請求趣旨を再確認するとともに、請求文書をより具体的に特定した上で、特定刑事施設に対し、該当文書の探索を指示したところ、特定刑事施設から、本件対象文書について、作成又は取得しておらず、保有していない旨の回答を得たことから、審査請求人に対し、同月31日付け求補正書により、存在の確認できない行政文書があることを情報提供するとともに、存在の確認できない行政文書について請求を維持した場合、文書不存在を理由とした不開示決定がなされるものと思料される旨情報提供したが、同年6月1日、審査請求人からの架電により、存在が確認できなかった行政文書についても請求を維持する旨、審査請求人の意思表示がなされたことから、原処分を行ったものであり、処分庁における対象文書特定のための求補正、情報提供その他原処分に至るまでの各事務手続は適時適切に行われているものと認められる。

また、特定刑事施設においては、処分庁から文書特定の指示を受けた際及び原処分時の2度にわたり、事務室、文書庫及びパソコン上のデータを探索したものの、対象文書の特定に至らなかったものであり、特定刑事施設における文書特定のための探索は尽くされているものと認められ、本件対象文書が存在しないことは明らかである。

3 以上のとおり、本件対象文書について、行政文書不存在を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月6日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月17日 審議
- ⑤ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる4文書である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問

庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 差入申出書とは、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）18条に基づき、刑事施設の被収容者に金品を交付しようとする者に対し、提出を求められることができるとされている、その者の氏名等、交付の相手方である被収容者の氏名等及び交付しようとする現金の額又は物品の品名等を記載した書面である。

イ 上記アの申出書について、特定刑事施設においては、平成28年2月8日付け総務部長指示（以下「部長指示」という。それ以前は平成21年3月26日付け会計課長事務連絡（以下「旧事務連絡」という。））においてその様式が定められており、外部から被収容者に対して物品等の差入れが行われた際に作成し、会計課において控えを保管することとしている。

ウ 本件対象文書は、特定刑事施設保有の特定期間における差入申出書であるため、特定刑事施設において、原処分時及び本件諮問時に、事務室、文書庫及びパソコン上のデータを探索し、会計課に保管されている当該期間における全ての当該申出書（約20,000枚）を確認したが、本件対象文書の存在を確認することができなかったため、本件諮問を行ったものである。

エ また、本件諮問後に、念のため、特定刑事施設に再度上記ウと同様の探索及び確認を行わせたが、文書1ないし文書3に該当する文書については、その存在を確認することができなかった。

オ 他方、文書4については、上記エの再度の探索及び確認において、該当する文書として「特定年月日A付け物品差入申出書」を特定刑事施設が保有していることが確認できた。

(2) そこで検討すると、当審査会において、諮問庁から規則、部長指示及び旧事務連絡（いずれも写し）の提示を受けて確認したところ、差入申出書の取扱い等については諮問庁の上記(1)ア及びイの説明のとおりであり、特定刑事施設においては、外部から被収容者に対して物品等の差入れが行われた際には、差入申出書を作成し、その控えを会計課において保管することとされていると認められる。

そうすると、文書1ないし文書3に該当する文書に関しては、特定刑事施設の会計課に保管されている当該期間（文書1ないし文書4に示された期間）における全ての差入申出書（約20,000枚）を確認するなどしたという上記(1)ウ及びエの探索及び確認の方法とその範囲に問題があるとは認められず、これらの文書の存在をうかがわせる事情も見当たらないことから、特定刑事施設において、文書1ないし文書3に該当する文書を保有しているとは認められない。

しかしながら、文書4については、特定刑事施設において、これに該当する文書として「特定年月日A付け物品差入申出書」を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定刑事施設において「特定年月日A付け物品差入申出書」を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 特定刑事施設が特定年月日 B から特定年月日 C の間に交付した国民健康保険証の受領指印及び差入申出書（特定刑事施設保有）
- 文書 2 特定刑事施設が特定年月日 D から特定年月日 E の間に交付した国民健康保険証の受領指印及び差入申出書（特定刑事施設保有）
- 文書 3 特定刑事施設が特定年月日 F から特定年月日 G の間に交付した郵便小為替証書（特定独立行政法人差入分）の受領指印及び差入申出書（特定刑事施設保有）
- 文書 4 特定金融機関より特定年月日 H より特定年月日 I までに特定刑事施設に差入交付された物品（収入印紙含む）の受領指印及び差入申出書（特定刑事施設保有）